

# 情報提供

那医発第 72 号  
令和 6 年 5 月 15 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
常任理事 喜納美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正について」の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）  
.....記.....

沖 医 発 第 2 2 8 号 F  
令 和 6 年 5 月 1 3 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 涌波淳子



「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正について」の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

令和 5 年 2 月 17 日に公布された「介護支援専門員資質向上事業の実施について」は、  
本会より令和 5 年 5 月 1 日付け沖医発第 178 号「「介護支援専門員資質向上事業の実施に  
ついて」の一部改正等について」等の送付について」にてお知らせしているところですが、  
厚生労働省より各都道府県知事宛に「介護支援専門員資質向上事業の実施について」  
が改正される旨の通知が発出されたとのことです。

改正内容としては、「主任介護支援専門員研修実施要綱」の対象者における、専任の介護支援専門員としての従事期間について、居宅介護支援のほか、地域包括支援センター、  
特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護又は介護保険施設において介護支援専門員として従事した期間を含むものとするとの記載が新たに追加されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、会員への周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 記

- 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正について」の送付について  
(令和 6 年 4 月 10 日 日医発第 126 号 (介護))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局庶務課：宮城、崎原  
TEL：098-888-0087/FAX：098-888-0089  
shomu@okinawa.med.or.jp